

5 介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分

	サービスの種類	「介護給付費等支払決定額内訳書」の名称	計上区分	
			社会保険医療分の収入金額	その他の収入金額
指定居宅サービス 又は 指定介護予防サービス	訪問介護 訪問介護予防訪問介護 (ホームヘルプサービス)	訪問介護 訪問介護		○
	訪問入浴介護 訪問入浴介護 訪問入浴介護	訪問入浴介護 訪問入浴介護		○
	訪問看護 訪問看護 訪問看護	訪問看護 訪問看護	○	
	訪問リハビリテーション 訪問リハビリテーション 訪問リハビリテーション	訪問リハビリ 訪問リハビリ	○	
	居宅療養管理指導 居宅療養管理指導 居宅療養管理指導	居宅療養管理指導 居宅療養管理指導	○	
	通所介護 通所介護 通所介護 (デイサービス)	通所介護 通所介護		○
	通所リハビリテーション 通所リハビリテーション 通所リハビリテーション (デイケア)	通所リハビリ 通所リハビリ	○注	○注
(短期入所)	短期入所生活介護 短期入所生活介護 短期入所生活介護	短期入所生活介護 短期入所生活介護		○
	短期入所療養介護 短期入所療養介護 短期入所療養介護 (介護老人保健施設)	短期入所老健施設 短期入所老健施設	○注	○注
	短期入所療養介護 短期入所療養介護 短期入所療養介護 (介護療養型医療施設等)	短期入所医療施設 短期入所医療施設	○注	○注
	特定施設入所者生活介護 特定施設入所者生活介護 特定施設入所者生活介護	特定施設生活介護 特定施設生活介護		○
	福祉用具貸与 福祉用具貸与 福祉用具貸与	福祉用具貸与 福祉用具貸与		○
指定居宅介護支援	居宅介護支援	居宅介護支援		○
指定施設サービス等	介護福祉施設サービス (特別養護老人ホーム)	介護福祉施設		○
	介護保健施設サービス (老人保健施設)	介護保健施設	○注	○注
	介護療養施設サービス (療養病床等)	介護医療施設	○注	○注
地域密着型サービス	左記にかかる各サービス		○	
地域密着型介護 予防サービス	左記にかかる各サービス		○	
その他	主治医意見書作成料			○
	認定調査費委託料			○

(注)平成17年10月より全額自己負担となった居住費・食費(食材料費と調理費)・滞在費は「その他の収入金額」に含めず。また、利用者の負担軽減のために介護保険から支給される「特定入所者介護サービス費」・「特定入所者支援サービス費」も「その他の収入金額」に含めず。